成五年三月五日付自治企二第三十六号沖縄県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十八号中「、地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補填債（先行減税分）」という。）」を削り、同表第五十号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「及び同項」を「、同項」に改め、「（以下「平成二十四年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十五年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同表第五十一号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「、平成二十四年度」に、「及び平成二十四年度総務省告示第五百号」を「平成二十四年総務省告示第三百八十二号」に改め、「（平成二十四年総務省告示第二百四十八号により、全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十五年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）」を加える。

第七条第一項の表都道府県の項第四号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、同号⒀中「公共事業等（平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）等に係るものに限る。）」を「学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

⑭	平成二十五年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年度都道府県六十・〇％分」という。） イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年度都道府県五十・〇％分」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第五号中「平成四年度から平成二十四年度」を「平成五年度から平成二十五年度」に改め、同号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶から㉑までを同号⑵から⑳までとし、同号に次のように加える。

㉑	平成二十五年度減収補填債

第七条第一項の表都道府県の項第六号中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶から⑸までを同号⑵から⑷までとし、同項第七号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号に次のように加える。

⑳	平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十五年度財源対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第八号中⑽を削り、同号⑾を同号⑽とし、同号⑿から⒂までを同号⑾から⒁までとし、同項第十号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号に次のように加える。

⑬	平成二十五年度臨時財政対策債

第七条第一項の表都道府県の項第十一号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に改め、同号に次のように加える。

⑶	平成二十五年度東日本大震災全国緊急防災施策債 ア　全国防災事業債分 イ　緊急防災・減災事業債分

第七条第一項の表市町村の項第六号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「公共事業等（平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）等に係るものに限る。）」を「義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

⑭	平成二十五年度補正予算債 ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年度市町村六十・〇％分」という。） (ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十五年度市町村五十・〇％分」という。） (ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「平成四年度から平成二十四年度」を「平成五年度から平成二十五年度」に改め、同号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶から㉑までを同号⑵から⑳までとし、同号に次のように加える。

㉑	平成二十五年度減収補填債 ア　平成二十五年度市場公募都市に係るもの イ　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、同号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶から⑸までを同号⑵から⑷までとし、同項第九号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号に次のように加える。

⑳	平成二十五年度財源対策債 ア　公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの (ア)　平成二十五年度市場公募都市に係るもの (イ)　平成二十五年度市場公募都市以外の市町村に係るもの